

南部処理区浄化センター等運転管理業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月

いわき市

目次

1	目的	1
2	受託者選定方式	1
3	委託内容	1
4	委託費の上限額	1
5	参加資格	1
6	実施スケジュール	2
7	公募型プロポーザルの参加申込み	3
8	参加資格審査結果の通知	3
9	資料等閲覧及び現場見学	4
10	技術提案書作成要領	4
11	質問回答	6
12	技術提案書等の提出及びヒアリングの実施	6
13	技術提案書審査基準	7
14	契約金額	8
15	その他	8
16	市担当窓口・各種書類・提出先	8
	【参考】別表1	9

1 目的

本要領は、南部処理区浄化センター等運転管理業務委託について、受託者を選定するための実施要領である。

2 受託者選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

公募型プロポーザル方式とは、公募により複数の者から技術等の提案を受け、その中から実績・能力等を総合的に評価し、最も技術能力等を有する事業者を選定し、優先交渉権者とするものである。

3 委託内容

別紙南部処理区浄化センター等運転管理業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりである。

4 委託費の上限額 金 904,440,000 円(消費税及び地方消費税除く。)

この金額は、契約金額を示すものではなく、見積額は、この金額を超えてはならないものとする。

ただし、雨水ポンプ場の緊急運転は、仕様書第20条第1号のただし書のとおりで、別途契約となるため、見積金額には含まないものとする。

5 参加資格

応募できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす共同企業体であること。

- (1) 共同企業体は、代表者1者その他の構成員1者による2者の共同企業体であり、その構成員は、次の要件を満たすものであること。

ア 最小出資者の出資割合は、代表者の出資割合を最大とし、代表者とその他の構成員の協議により定める。

イ 代表者の資格要件

- (ア) 地域要件

いわき市外に本店を有する者

- (イ) 登録業種

令和7年度いわき市入札参加有資格者名簿(※)において、汚水処理施設運転管理業に登録されていること。また、下水道処理施設維持管理業者登録規定(昭和62年7月9日建設省告示第1348号)に係る登録を行っている者であること。

※ 令和7年度いわき市入札参加有資格者名簿

いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱(昭和52年3月28日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」とする。)第4条第4項に規定する名簿

ウ その他の構成員の資格要件

(ア) 地域要件

いわき市内に本店を有する者

(イ) 登録業種

令和7年度いわき市入札参加有資格者名簿において、汚水処理施設運転管理業に登録を有する者又は機械器具設置工事かつ機器保守点検業に登録を有する者であること。

(ウ) 施工実績

機械器具設置工事登録者については、過去15年間に下水道施設(流域下水道又は公共下水道に係るもの)のプラント工事を元請又は共同企業体として施工した実績を有すること。

エ 有資格者要件

仕様書第6条に示す総括責任者及び第7条に示す有資格者を共同企業体として配置できること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市の入札制限を受けていない者であること。
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (4) 公告日から受託者を決定する日までの間に、指名競争入札参加者要綱に基づく入札参加者選定基準による指名排除を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。

6 実施スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 公告 | 9月16日(火)から10月6日(月)まで |
| 公募のお知らせ(市HP掲載) | 9月16日(火)から1月下旬※結果公表 |
| (2) 実施要領等の公開 | 9月16日(火)から10月31日(金)まで |
| (3) 一次審査(参加資格審査) | |
| ア 資料等の閲覧・現場確認 | 9月16日(火)から9月24日(水)まで |
| イ 質問受付 | 9月16日(火)から9月24日(水)まで |
| ウ 質問に対する回答 | 9月25日(木) |
| エ 参加申込書の受付 | 9月30日(火)から10月6日(月)まで |
| オ 参加資格審査 | 10月6日(月)から10月9日(木)まで |
| カ 一次審査結果の通知 | 10月10日(金) |
| (4) 二次審査(技術提案の評価) | |
| ア 資料等の閲覧・現場確認 | 10月14日(火)から10月29日(水)まで |
| イ 質問受付 | 10月14日(火)から10月21日(火)まで |
| ウ 質問に対する回答 | 10月30日(木) |

エ 技術提案書受付	10月31日（金）から11月19日（水）まで
オ プレゼンテーション・評価	12月8日（月）予定
カ 二次審査結果の通知	12月16日（金）予定

※ 通知後から契約締結までを優先交渉権者との交渉期間とする。

- (5) 起工及び契約 1月上旬～1月下旬予定
 (6) 選定結果の公表 1月下旬予定

※ ただし、上記予定期間の土曜日、日曜日、祝日を除く。

7 公募型プロポーザルの参加申込み

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書（様式第1号） 1部

共同企業体の構成員の連名で提出すること。

- イ 共同企業体協定書（様式第8号） 1部

※ 機械器具設置工事登録者を構成員とする場合は、実績を確認できる書面を添付すること。（契約書の写し等）

- ウ 総括責任者・配置予定有資格者の資格・業務経歴書（様式第3号）

※ 様式に記載した資格を確認できる書面を添付すること。（免許証の写し等）

各1部

(2) 参加申込みの受付は、次のとおりとする。

- ア 期間 令和7年9月30日（火）から令和7年10月6日（月）まで
 午前8時30分から午後5時00分まで
 （ただし、閉庁時と平日の正午から午後1時を除く。）

- イ 場所 いわき市 生活環境部 生活排水対策室 南部下水道管理事務所
 いわき市小名浜大原字芳際1番地（中部浄化センター内）
 電話番号 0246(53)6901

- ウ 提出方法 持参又は郵送による。（期間内必着）

- エ 提出資料 いわき市ホームページからダウンロードすること。
 （いわき市トップページ>事業者向け情報>入札・契約>業務委託等の
 公募及び選定結果等）

- ・書類作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・提出された書類は、返却しない。

8 参加資格審査結果の通知

参加者の参加資格を審査の上、結果を令和7年10月10日（金）に全参加者に通知する。

9 資料等閲覧及び現場見学

資料等の閲覧・現場見学会は、随時南部浄化センター又は市の指定する場所で行い、前々日までファクシミリ又は電子メールで申込みこと。申込みの際は、会社名、見学者名及び連絡先(電話番号)を記載すること。なお、見学日は現場の都合により変更することがある。

- (1) 一次期間 令和7年9月16日(火)から令和7年9月24日(水)まで
- (2) 二次期間 令和7年10月14日(火)から令和7年10月29日(水)まで

10 技術提案書作成要領

- (1) 技術提案に関する条件

ア 見積書

見積書の金額は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの業務委託に係る金額を記入すること。ただし、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。業務実施準備に係る費用については、申込者の負担とする。

なお、見積金額の内訳を見積内訳書(様式第5号)に記入して提出すること。

イ 土地及び施設の利用

受託者は、業務期間中に当該事業用地及び施設を業務履行に必要な場合に限り使用貸借することができるものとするが、使用上の汚損等による弁償は、受託者の負担とする。また、受託者の事務室への通信機器等の配置及びこれら機器等に係る経費については、受託者の負担とする。

ウ リスク管理及び負担

本業務に係るリスク分担については、契約書(案)別紙2のリスク分担表によるものとする。

エ 保険加入

業務の遂行に当たって、受託者は、受託者賠償責任保険等に参加し不測の事態に備えること。

オ 業務の再委託

業務を一括しての再委託は、禁止とする。ただし、業務の一部について、市が再委託に承認を与えるものについては、この限りでない。

- (2) 提案内容

技術提案は、指定されたもの(様式第2号・第3号・第4号・第5号)以外は任意様式とし、以下の事項に関する提案等を記載すること。

ア 受託実績

- ・ 水処理施設の受託実績
- ・ 汚泥処理施設の受託実績
- ・ 汚水中継施設の受託実績
- ・ 雨水排除施設の受託実績

イ 運転管理体制

- ・ 総括責任者の実績
- ・ 組織体制及び人員配置
- ・ 配置予定の有資格者数
- ・ 火災、停電、悪水流入又は故障時の社内体制及び現場対応の手順

ウ 運転監視操作業務

- ・ 水処理施設の運転操作・監視に関する計画
- ・ 汚泥処理施設の運転操作・監視に関する計画
- ・ 大雨時における対応の考え方、体制、手順
- ・ 地震・津波時における対応の考え方、体制、手順

エ 保守点検業務

- ・ 日常点検、定期点検、臨時点検及び点検設備周辺清掃の計画
- ・ 汚水中継施設の巡回点検及び周辺の清掃計画
- ・ 雨水排除施設の巡回点検及び周辺の清掃計画

オ 修繕業務

- ・ 修繕計画の立案方針
- ・ 修繕における地元企業の活用

カ 環境計測業務

- ・ 水質試験、臭気測定等の計画

キ 物品調達業務

- ・ 薬品及び燃料の調達計画

ク 安全管理方針

- ・ 安全衛生管理に係る作業基準、計画及び組織体制

ケ その他

- ・ コスト縮減のための具体的方策
- ・ 要求水準遵守のための具体的方策
- ・ 環境美化
- ・ 地元への貢献
- ・ 会社の特長

(3) 書式、提出部数

A4 サイズを基本とし、鑑を除く 30 枚以内でまとめること。

※ 実績証明書は、技術提案書枚数に含めないものとする。

提出部数 8 部

(4) 技術提案書提出に関する留意事項

ア 費用負担

技術提案書の作成に係る費用は、すべて提出者の負担とする。

イ 著作権

提出者からこの要領書等に基づき提出される技術提案書等の書類の著作権は、提出者に帰属する。ただし、市は、本業務の範囲内で必要と認める場合には、これらの書類を無償で利用できる。

ウ 提出書類の取扱

提出された技術提案書については、原則として変更できないものとし、また、一切を返却しない。

エ 提示資料等の取扱

市から提示する資料等については、技術提案書作成に係る検討以外の目的での使用は、厳禁とする。

オ 技術提案書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する技術提案書は、無効とする。

- (ア) 同一事項に対して2通り以上提出された場合
- (イ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (ウ) 必要な書類を期限内に提出しない場合

1 1 質問回答

配布資料に対する質問がある場合には、ファクシミリ又は電子メールにより質問書（様式第7号）を次のとおり送付するものとし、電話による質問は、受け付けない。

(1) 質問受付期間及び送付先

ア 一次審査(参加資格審査)

期間 令和7年9月16日（火）から令和7年9月24日（水）午後5時00分まで

イ 二次審査(技術提案の評価)

期間 令和7年10月14日（火）から令和7年10月21日（火）午後5時00分まで

ウ 送付先 いわき市 生活環境部 生活排水対策室 南部下水道管理事務所

(2) 回答について

ア 一次審査回答 日 時 令和7年9月25日（木）

イ 二次審査回答 日 時 令和7年10月30日（木）

ウ 質問者への個別回答及び市ホームページに公開する。

1 2 技術提案書等の提出及びヒアリングの実施

(1) 技術提案書等の提出は、次のとおりとする。

ア 期間 令和7年10月31日（金）から令和7年11月19日（水）まで

午前8時30分から午後5時00分まで（郵送による場合は、必着とする。）
（ただし、閉庁時と平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 提出資料

- ① 技術提案申請書（様式第4号）

- ② 技術提案書（任意様式）
 - ③ 見積内訳書（様式第 5 号）
 - ④ 詳細見積書（任意様式とする。数量及び単価を明記すること。）
- (2) 技術提案書等を提出した業者は、当該提案書に基づき、いわき市浄化センター等運転管理業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、次の内容で実施するヒアリングを受けるものとする。

ア 日時 いわき市が通知により指定した日時

イ 場所 いわき市が通知により指定した場所

ウ 実施方法

ヒアリングは、提案書に基づき、プレゼンテーション方式で参加業者が 30 分以内で実施するものとし、その後 15 分程度の質疑応答時間を設ける。

ただし、ヒアリングの時間は、参加業者数に応じて変更する場合がある。

なお、PowerPoint を使用した説明及び A1 パネル 3 枚までの説明資料の展示は、認めるが、技術提案書記載内容（資料の追加は、認めない）のみを使用すること。

その他の注意事項は次のとおりとする。

- ・ 動画の使用又は模型資料の展示及び委員への追加資料の配布又は展示は、認めない。
- ・ PowerPoint の使用に必要なモニター及び電源は事務局で準備するが、ケーブル、パソコン等は持参すること。
- ・ PowerPoint で説明する場合においては、パソコン等の動作不良等を考慮し、PowerPoint 出力画面を A4 版で印刷したものを 8 部持参すること。
- ・ 出席者は、5 名以内とする。

1 3 技術提案書審査基準

- (1) 別表 1 の南部処理区浄化センター等運転管理業務委託技術提案書評価基準に基づき審査し、優先交渉権者を決定する。評価方法は、受託実績や管理体制等の項目について採点し、その合計点により順位を付けるものとする。

ただし、見積金額の点数を除いた合計 70 点のうち、各項目合計 38 点に満たない者は、失格とする。

- (2) 選定委員会は、技術提案書に記載された内容を評価し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定し、優先交渉権者とする。
- (3) 同点の場合は、見積金額が低い事業者を優先交渉権者とする。さらに見積額が同額の場合は、くじ引きで決定するものとする。
- (4) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。
- (5) 審査の結果、適切な応募事業者がいなときは、「適切な応募事業者なし」とし、改めて公告する場合がある。

- (6) 審査結果については、参加事業者すべてに通知する。
- (7) 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

1 4 契約金額

- (1) いわき市が定める予算限度額内とし、優先交渉権者と協議により決定する。(契約金額に対する数量及び単価を明記した詳細な内訳書を提出すること。)
- (2) 入札保証金は、免除とする。

1 5 その他

参加申込み後、公募型プロポーザル辞退届（様式第6号）の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

1 6 市担当窓口・各種書類・提出先

担当者 いわき市 生活環境部 生活排水対策室 南部下水道管理事務所 施設係
住 所 〒971-8111 いわき市小名浜大原字芳際1番地(中部浄化センター内)
電話番号 0246(53)6901 ファクシミリ番号 0246(53)6637
電子メール nambu-gesuido@city.iwaki.lg.jp

別表1

南部処理区浄化センター等運転管理業務委託【技術提案書評価基準】

分類	評価項目			配点
	項目	内容	評価の視点	
実績 (10)	受託実績 (10)	水処理施設の受託実績	受託施設の規模	2
		汚泥処理施設の受託実績	受託施設の型式・能力	2
		し尿・浄化槽汚泥処理施設の処理実績	受託施設の型式・能力	2
		汚水中継施設の受託実績	受託施設の規模	2
		雨水排除施設の受託実績	受託施設の規模	2
運転管理 (38)	運転管理体制 (12)	総括責任者の実績	統括責任者としての経験年数が十分であること。	3
		組織体制及び人員配置	組織体制及び人員配置計画が十分であること。	3
		配置予定の有資格者数	配置有資格者が十分であること。(交代要員を含む。)	3
		火災・停電・悪水流入・故障時の社内体制、現場対応の手順	対応計画が十分であること。	3
	運転監視操作業務 (18)	水処理施設の運転操作・監視に関する計画	水処理施設の管理計画が適正であること。	4
		汚泥処理施設の運転操作・監視に関する計画	汚泥処理施設の管理計画が適正であること。	4
		し尿・浄化槽汚泥処理施設の運転操作・監視に関する計画	し尿・浄化槽汚泥処理施設の管理計画が適正であること。	4
		大雨時における対応の考え方、体制、手順	対応（気象観測・配置）計画が十分であること。	3
		地震・津波時における対応の考え方、体制、手順	対応（配置・手順）計画が十分であること。	3
	保守点検業務 (8)	日常点検・定期点検・臨時点検・点検設備周辺清掃の計画	点検計画及び管理項目が適正であること。	2
			予防保全型維持管理計画が適正であること。(データの管理・活用方法)	2
		汚水中継施設の巡回点検及び周辺の清掃計画	点検計画、管理項目及び点検回数が適正であること。	2
		雨水排除施設の巡回点検及び周辺の清掃計画	点検計画、管理項目及び点検回数が適正であること。	2
修繕・その他業務 の考え方 (22)	修繕業務 (4)	修繕計画の立案方針	修繕計画が適正であること。	2
		修繕における地元企業の活用	地元企業活用の配慮が十分であること。	2
	環境計測業務 (2)	水質試験、臭気測定等の計画	測定項目、具体的な計測方法、頻度、留意点が適正であること。	2
	物品調達業務 (2)	薬品及び燃料の調達計画	地元企業活用の配慮が十分であること。	2
	安全管理方針 (2)	安全衛生管理に係る作業基準、計画及び組織体制	対応方針が適正であること。	2
	その他 (12)	コスト縮減のための具体的方策	コスト縮減計画の有益性に対して評価を行う。	2
		要求水準遵守のための具体的方策	有益な提案に対して評価を行う。	2
		環境美化	施設・敷地等の清掃及び保全計画が十分であること。	2
		地元への貢献	地元雇用への配慮が十分であること。	2
		会社の特長	教育・研修の実施や内部監査による業務水準の確保等の特長に対して評価を行う	2
			国際標準規格(9001:品質規格、14001:環境規格)などの取得状況について評価を行う。	2
価格 (30)	見積金額 (30)	見積金額	価格評価点=配点30点×最低見積価格÷当該参加者の価格	30

※ 見積金額の点数を除いた合計70点のうち、各項目合計38点に満たない者は、失格とする。